第８章　給水装置の設置基準

（給水管）

第 34 条　給水管の管種、位置、規模、構造は道路状況、建物の構造、用途等を総合的に検討し決定するものとする。

2　１建物に同一申込者の給水装置を複数設置する場合、配水管から分岐する給水管は１箇所を原則とする。

3　屋外の給水管は土中埋設とすることが望ましく、排水設備及び汚水設備(汚水ピット、浄化槽等)との近接は極力避けること。

4　屋内の給水管は建物の構造等、状況に応じ露出、又は隠ぺいとする。

5　配管は極力単純な構造とし、維持管理のしやすい位置及び方法とする。

6　水道水質の確保に支障を生じないこと。

〔解　説〕

1　給水装置の構造と材質

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。(法第 16 条)

※　給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより、給水申込みの拒否又は給水停止ができるとしている。

2　管種の選定にあたっては管の特徴等を考慮し、表「各種給水管の長所・短所及び用途」を参考に行うこと。

各種給水管の長所・短所及び用途

長　　所	短　　所	主な用途
硬質塩化ビニルライニング鋼管(別表　鋼管の種類参考)		
1．強度が高く、外傷に強い。 2．鋼管とビニル管の複合管であるから、管内面にスケールが発生せず通水能力も大きい。 3．建築物内の配管に適している。	1．比較的価格が高い。 2．ライニングしたビニル部分がはく離しやすい。 3．管の切断、ねじたてにあたり、ビニル部への局部加熱を避ける配慮が必要である。 4．管端部の防食が必要であり、不十分な場合は赤水が発生する。 5．修繕が面倒である。	屋内配管 露出配管 地中埋設管
ポリエチレン粉体ライニング鋼管		
1．ポリエチレンの密着性が高い。 2．温度変化による収縮はく離がなく低温特性が良好であるから寒冷地の使用に適している。	1．ポリエチレン被膜は外部からの傷害に弱く、絶縁が破られれば電食の危険がある。	屋内配管 露出配管 地中埋設管
亜　鉛　め　っ　き　鋼　管		
1．強度が強く、外傷やつぶれる恐れが少なく、露出配管の場合に適している。 2．硬質であるから立上り、あるいは横走りなどの施工が容易であり水栓柱の代用にすることもある。 3．他の金属管に比べ価格が低廉である。	1．管内に錆ができ易く、毎朝最初の使用時に赤い水が出ることもあり、次第に通水が阻害される。 2．酸性土壌や、湿気を含んだ土地特に海水の浸透して来る土地、電食を受ける所では腐食しやすく、耐用年数が短くなる。 3．腐食あるいは故障の起きた場合修繕が面倒である。	屋内配管 露出配管 地中埋設管
硬　質　塩　化　ビ　ニ　ル　管		
1．耐食性に優れ、酸、アルカリに侵されない。 2．電食の恐れがない。 3．管肌が滑らかでスケールも発生しないことから水が汚染されず、通水能力も極めてよい。 4．重量が軽く取扱いが容易である。 5．価格が最も低廉である。	1．衝撃に弱いので、露出配管は危険である。 2．熱に対して弱いので温度が 60℃以上の場合には不適当である。 3．紫外線に侵されやすいため、屋外露出配管は老化を早める。 4．熱膨張率が金属管に比べ高いため、地上露出で延長の長い場合は伸縮継手を必要とする。 5．石油類に侵されやすい。	屋内配管 地中埋設管

長　　所	短　　所	主な用途
耐衝撃性硬質塩化ビニル管		
1．耐食性に優れ、酸、アルカリに侵されない。 2．電食のおそれがない。 3．耐衝撃性が若干大きい。 4．管肌が滑らかでスケールも発生しないことから水が汚染されず、通水能力も極めてよい。 5．重量が軽く、取扱が容易である。	1．熱に弱いので温度が 60℃以上の場合は不適当である。 2．紫外線により、機械的強度が低下するので屋外露出配管には適さない。 3．石油類に侵されやすい。	屋内配管 地中埋設管
ポ　リ　エ　チ　レ　ン　管		
1．耐食性に優れ、酸、アルカリに侵されない。 2．耐衝撃性が大である。 3．耐寒性に優れている。 4．腐食のおそれがない。 5．たわみ性に富み、軽量で運搬、取扱いに便利である。 6．長尺であり漏水の原因となる継手数が少なくてすむ。	1．引張り強さが小さく、管の内圧強度も比較的低い。 2．可とう性で、高温（使用最高温度、軟質管 30℃、硬質管 40℃）に対して弱い。 3．耐候性がやや劣る。 4．施工にあたっては、外傷を受けやすくガス(石油)等の浸透性があり、管外の臭気が水に移ることがある。	屋内配管 地中埋設管
水道配水用ポリエチレン管		
1．EF（電気融着）接合により管と継手が一体構造となる。 2．地盤変位追従性（可とう性）が大きい。 3．酸、アルカリ、電気等に強く腐食しない。 4．軽量のため取扱が容易で、陸継ぎ長尺管による施工が可能。 5．直管による曲げ配管が可能である。	1．熱、紫外線に弱い。 2．有機溶剤による浸透に注意する必要がある。 3．融着継手は専用の器具が必要となり、設備の投資が必要。 4．融着継手では、雨天時、降雪時や湧き水箇所での施工については、対策が必要となる。 5．管布設下に砂基礎（ｔ＝10 ㎝）が必要。	地中埋設管

長　　所	短　　所	主な用途
銅　　管		
1．抗張力が大きく、重量が軽く運搬に便利である。 2．セメントに侵されないためコンクリートやモルタルの中に埋め込む場合に適している。 3．管内にスケールの発生がない。	1．管厚がうすいため、つぶれやすく取扱いに注意を要する。 2．布設延長が長く使用頻度の低いところでは時に緑青の発生を見ることがある。 3．銅イオンの溶出により青水の発生やアルミ容器を腐食させることがある。	屋内配管 給湯配管
ス テ ン レ ス 鋼 鋼 管		
1．耐食、耐錆、耐熱性等機械的にすぐれた性質をもち食品工業、衛生機器、医療器具など長年の使用実績で衛生上の安全性は立証済である 2．水道用として要求される圧力に対し管厚を薄肉（軽量化）とすることができる。	1．切断面のバリや曲げ加工時にシワができやすい。 2．薄肉であり管端が変形しやすいため運搬、取扱には注意を要する。 3．価格が比較的高い。	屋内配管 露出配管 地中埋設管 給湯配管

硬質塩化ビニルライニング鋼管の種類

種　　類	記　号	原　　管	外　面	使用用途
硬質塩化ビニル ライニング鋼管 A	SGP-VA	JIS G 3452 （配管用炭素鋼鋼管）の黒管	一次防錆塗装	屋内配管
硬質塩化ビニル ライニング鋼管 B	SGP-VB	JIS G 3442 （水道用亜鉛めっき鋼管）	亜鉛めっき	屋内配管および屋外露出配管
硬質塩化ビニル ライニング鋼管 C	SGP-VC	JIS G 3452 （配管用炭素鋼鋼管）の白管	亜鉛めっき	屋内配管および屋外露出配管
硬質塩化ビニル ライニング鋼管 D	SGP-VD	JIS G 3452 （配管用炭素鋼鋼管）	硬質塩化ビニル被覆	地中埋設配管および屋外露出配管

※　この管は、ライニングをしたビニル部がはく離しやすいので、管の切断、ねじ切りにあたってはビニル部分への局部加熱を避ける配慮が必要である。

＜プラスチック管全般＞

1　水道管と一般管、電線管とは外観では区別できないので、管表示（日水協印と水のマーク）で確認すること。

2　色によるビニル管の区別

灰　色＝ビ ニ ル 管　　(VWP 及び一般管)
灰青色＝HI ビニル管　　(HI－VWP)
茶　色＝耐熱ビニル管　　(HT－VWP)

3　ポリエチレン管（PP)

１種管（軟質管）と２種管（硬質管）がある。

なお、近時、布設後数年以上経過した１種管（軟質管）の内面に水泡が発生し、ごくまれな例として、薄皮を剥いだようなはく離現象が見られる問題が発生し、水泡発生の原因は水道水中の塩素に起因すること、カーボンが存在すると水泡が発生し易いことが判明した。

この結果、改良管として塩素に接触する内面は、カーボンブラックを含有しないポリエチレンのナチュラル層に、外面は従来のカーボンブラックを含有する材質層とした「ポリエチレン二層管」が開発され、現在、企業団では改良された１種管（軟質二層管）を採用している。

4　水道配水用ポリエチレン管（HPP)

高性能ポリエチレン樹脂接合により、平常時における長期性能、地震や地盤沈下などの非常時における耐久性など優れた特徴を備えている。

一般埋設用として使用する水道配水用ポリエチレン管と紫外線、熱等からスパイラルダクト直管により外面保護した水道配水用ポリエチレン管（橋梁添架配管等に使用）がある。

（給水用具）

第35条　給水用具とは、給水管と直結し、管と一体となって給水装置を構成する分水栓、止水栓、給水栓、バルブ類及び器具類をいう。

2　給水装置用器具器材は、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令」という。）で定める性能基準に適合したものでなければならない。（厚生省令第14号）

〔解　説〕

1　性能基準に適合したものとは、日本工業規格品（ＪＩＳ）、日本水道協会規格品（ＪWWＡ）、第三者認証品及び自己認証品がある。

(1)　第三者認証品

製造業者の希望に応じて、製品が基準に適合することを第三者認証機関が認証し、認証マークの表示を認められた製品である。（「性能基準」（耐圧・浸出・水撃限界・逆流防止・負圧破壊・耐久・耐寒）を満たした製品）なお、認証マークは個々の給水装置材料に貼付することが義務付けられていないため、給水装置工事主任技術者は認証を受けているか確認しなければならない。

第三者認証業務については、（社）日本水道協会、（財）日本燃焼機器検査協会、（財）日本ガス機器検査協会、（財）電気安全環境研究所、（株）ユーエルエーベックスが行なっている。

(2)　自己認証品

製造業者及び販売業者が自らの責任において、給水装置の材料の基準適合性の証明することを原則とする。基準適合性の証明は、設計段階での性能基準適合の証明と、製造される製品品質の安定性についての２項目について証明される必要がある。

自己認証品の場合、給水装置工事主任技術者は製造業者や使用者等から基準適合性を証明するデータを提出させる等により、確実に基準を満足しているか確認しなければならない。

2　給水装置用器具器材の構造、機能、用途等による分類は次による。

(1)　給水用具（器具器材）

給水装置の主要部分を構成する材料等で、管、継手、水栓類（分水栓、止水栓、給水栓等）、バルブ類（逆止弁、減圧弁、安全弁（逃し弁）等）がある。

(2)　その他の給水用具類

給水装置に直結して使用する器具で、ウォータークーラー、湯沸器（ガス、電気、油、太陽熱等により加熱）、浄水器、製氷機、自動販売機、歯科医療器、全自動洗濯機、電気食器洗い器、直結加圧形ポンプユニット、スプリンクラーヘッド、シャワーヘッド、ストレーナ等がある。

(3)　ユニット化装置

①　器具器材等を２以上組み合わせ１セットとした器具で、性能基準に適合したものを使用するものとする。

②　ユニット化装置の種類

ア　器具ユニット　流し台、洗面台、浴槽、便器などにそれぞれ必要な器具と給水管を組み立てたもの。

イ　配管ユニット　板、枠などに配管を固定したもの。

ウ　設備ユニット　器具ユニット又は配管ユニットを組み合わせたもの。

(4)　補助材料

給水装置用器具器材の補助的な材料で、給水栓コマ、シールテープ、配管用接着剤等がある。

※　小規模社会福祉施設（延べ面積 1,000 ㎡未満）に設置されるスプリンクラーは、「特定施設水道連結型スプリンクラー設備設置要綱」に基づくものとする。

（運　用）

給水用具の認証制度は、給水装置の適正化及び水質の保全の見地から定めているものである。

従って指定工事業者は、申請者から性能基準に適合してない器具等の使用を申請されたときは、これを拒否するか、適合品に代えて企業団に使用の届出を行うものとする。

給水装置に係わる用具等の区分

区　分		製　品／品　名	
給水用具		湯沸器 減圧弁 安全弁 ハンドシャワー付水栓 ミキシングバルブ バキュームブレーカー 洗浄弁 ボールタップ ロータンク用ボールタップ ロータンク 水栓類 湯沸付ふろがま	製氷機 ウォータークーラー 自動販売機類 バルブ類 継手類 水栓柱 その他 不凍栓類 逃し弁 家電機器類 太陽集熱器 浄水器
ユニット化装置	器具ユニット	流し台 洗面台 浴槽	便器 洗髪台
	配管ユニット	板、枠などに配管を固定したもの	
	設備ユニット	器具ユニット及び配管ユニットを組み合わせたもの	

（給水材料）

第 36 条　給水装置に使用する材料は、水質保全、漏れ防止の観点から特に良質の材料を使用しなければならない為、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒及び耐久について厚生省の定めた性能基準に適合したものを承認品とする。ただし、配水管、給水管引込、メータ及びメータボックスに係る材料については、企業団指定材料を使用するものとする。

2　前項の承認品としては、日本工業規格品（ＪＩＳ）、日本水道協会規格品（ＪWWA）、第三者認証品及び自己認証品とする。

〔解　説〕

本基準第 35 条の「給水用具」を参照のこと。

（止水栓）

第 37 条　止水栓は、給水装置の改造、修理、メータ取替及び使用開始、中止その他の目的で給水を制止又は停止するために使用するもので、甲形止水栓、ボール式止水栓、仕切弁がある。

2　止水栓は容易に開閉でき、耐久性があり、かつ漏水の生じない構造及び材質のものを設置しなければならない。

〔解　説〕

止水栓とは大きさの呼び径 50 ㎜以下の給水装置の開閉に使用される栓、バルブ等の総称である。

止水栓は、中止及び装置の修理その他の目的で給水を停止する器具であり、給水装置には必ず設けるものである。

1　甲形止水栓

給水装置所有者の維持管理用止水栓として、メータの下流側（２次側）に設置している。ただし、メータユニット設置の場合は、甲形止水栓の設置は不要。

このタイプは止水部が落しこま構造になっているため、逆流防止機能があるため水平に設置すること。

2　開閉防止型ボール式止水栓

口径 25 ㎜までの給水管に設置し、メータの上流側（１次側）に設置している。企業団の維持管理用止水栓としている。

(1)　企業団管理用止水栓として、一般の人が自由に開閉出来ないものとするため、専用キーを使用する開閉防止機能を有している。

(2)　ボール式止水栓は、弁体が球状のため 90 度回転で全開、全閉し、その構造上漏水が生じ難く、装置全体を止水するのに適している。

(3)　メータユニットには開閉防止型ボール式止水栓が台座に固定されている。

ユニットのボール式止水栓には専用ハンドルが取り付けてあり、１次側・２次側止水栓併用タイプとなっているが、ハンドルを取り外し専用キーで閉止した場合は取り付けてあるハンドルでは開栓できない構造となっている。

3　仕切弁

口径 30 ㎜以上の給水管に設置し企業団の維持管理用止水器具として設置している。

(1)　弁体が垂直に上下し、全開・全閉できるもので、全開時の損失水頭は極めて小さい。

(2)　仕切弁は設置市町により開閉方向が異なり、又市町境付近では配水系統による場合もあるので設置にあたっては十分注意すること。

右閉じ左開き・・・東郷町・長久手町・みよし市

左閉じ右開き・・・豊明市・日進市

(3)　仕切弁は、口径 50 ㎜以上は鋳鉄製ソフトシール弁、30～40 ㎜は砲金製仕切弁を使用する。

(4)　仕切弁は、企業団承認の弁室を据付けること。

宅地内止水栓分類表(設置基準)

	区　分	用　　途	管口径	型　　式	設置場所	深度(標準)
止水栓	企業団管理	一　　般	φ13～φ25	開閉防止型ボール式止水栓	私有地内	(ボックス内)
			φ30～φ40	砲金製仕切弁	私有地内	0.6m
			φ50以上	鋳鉄製ソフトシール弁	私有地内	0.6m
		集合住宅等共用止水栓(直結給水)	φ25	ボール式止水栓(ロングスピンドル)	私有地内	0.6m
			φ30～φ40	砲金製仕切弁	私有地内	0.6m
			φ50以上	鋳鉄製ソフトシール弁	私有地内	0.6m
	給水装置所有者管理		φ13～φ25	甲形止水栓	私有地内(ﾒｰﾀ下流側)	(ボックス内)
			φ30以上	止水機能を有するもの	私有地内(ﾒｰﾀ下流側)	(ボックス内)

※公道に設置する仕切弁は、「設計基準」による。

(浄水器・活水器等の設置)

第 38 条　給水装置に浄水器や活水器（以下、「浄・活水器」という。）を設置する場合、給水装置内や配水管への逆流事故の防止及び水質管理を十分考慮するものとする。

2　浄・活水器を取り付ける場合は、給水装置工事申込書に「浄水器、活水器設置誓約書」（様式 40-1･2 号）を添付し申請すること。

3　浄・活水器は取り付ける位置によって分類する。

(1)　Ⅰ型は、給水管に直結して取り付けられ常時水圧がかかった状態で使用されるもの。

(2)　Ⅱ型は、水栓の流出側に取り付けられ常時水圧はかからないが、浄・活水器と水栓が組み合わされ製造販売されるもの。（水栓の先に簡単に取り付けられるものは対象外）

4　浄・活水器の設置は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　浄・活水器は、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第６条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合したものであること。

(2)　浄・活水器は、水道メータの下流側に設置すること。

(3)　検針や取替等のメータ管理に支障があるため、浄・活水器をメータボックス内に設置しないこと。

(4)　Ⅰ型の浄・活水器を設置する場合は次の事項を遵守すること。

ア　浄・活水器の上流側に逆止弁及び制水等を目的とした止水栓を設置すること。

イ　直結増圧給水方式の場合は、増圧給水装置の下流側に設置すること。

ウ　浄・活水器の上流側に水質異常時の水質検査等に利用するための「直圧の給水栓」を設置すること。

エ　受水槽給水方式の場合は、受水槽へ導水する管路の上流側に設置しないこと。

(5)　磁気を利用した浄・活水器は、メータの指針値に影響を及ぼす恐れがあり、またメータ交換等の維持管理に支障のないように、メータより 50ｃｍ以上の離隔を設けて設置すること。

5　維持管理・衛生管理

(1)　企業団の水質の管理責任は、浄・活水器の直近上流側までとする。

(2)　使用者又は所有者は、各製品の仕様に応じた定期点検等を実施すること。

(3)　使用者又は所有者は、浄・活水器の設置に伴い家屋内等に給水される水の残留塩素が減少されること等により、衛生上の問題が生じる恐れがあることから、給水される水の衛生管理に努めるものとする。

(4)　使用者又は所有者は、浄・活水器及び水質に異常が生じた場合は、速やかにその使用を中止し、適切な処置を施すものとする。

6　浄・活水器の使用を止めた場合は、「浄水器、活水器使用止め・撤去報告書」（様式第 41 号）を提出すること。

〔解　説〕

1　近年、水道水の浄化・健康増進等を目的として、浄・活水器が設置される事例が多くなってきている。しかし、給水装置に浄・活水器を設置した場合、配管の状況や仕様状態等によって

は、建物の給水装置のみならず直結する配水管やメータの維持管理に悪影響を及ぼすことがある。

2　浄・活水器は、浄水器、活水器の他、これらを組み合わせた器具や水道水の水質を科学的、物質的に変化させる器具のことをいい、アルカリイオン整水器、ミネラル水生成器、防錆又はスケール（管内に付着した水垢）防止を主目的とした磁気式等の水処理装置等がある。

3　浄・活水器は一般的にメータ直近に取り付けられるが、水道水中の遊離残留塩素を水道法施行規則に定める基準値（0.1mg／L）以下の濃度まで除去するものがある。この器具を取り付けた場合、家庭内の給水装置全体に塩素の効いていない水が滞留することになり、この中で細菌等が繁殖する恐れがあり衛生上好ましくないため、日本水道協会品質認証センターでは、浄・活水器は水栓又は末端給水用具の直近に設置することを条件に承認登録をしている。

水道事業者は、浄・活水器の設置場所により、給水システムとして安全な構造で無い場合は、水道法施行規則第 17 条（衛生上必要な措置／第 3 項給水栓における遊離残留塩素の保持）に基づき設置を拒否することができる。

4　水道水の水質は、給水装置の給水栓において水質基準に適合していることが条件であり、水道事業管理者の水質の責任範囲は給水栓までである。（ただし、受水槽以降の水は使用者又は所有者の責任）。しかし、「水質の変化が予想される給水器具から給水される水の水質については、水道事業管理者の責任が免除され得ると考えられる。（水道法逐条解説）」ので、企業団の水質の責任分界点は、浄・活水器の上流側までとする。

5　逆止弁及び止水栓

浄・活水器は、水道水の水質を変化させるものである。水質変化した水が、逆流しないように逆流防止の措置が必要である。

6　直圧の給水栓

浄・活水器の上流側の「直圧の給水栓」は、水質異常時の水質検査用及び定期点検時等の一時対策用に利用する給水栓である。

7　受水槽方式における設置位置

遊離残留塩素を除去及び低減するタイプの浄・活水器を受水槽に導水する管路の上流側に設置すると、受水槽内の水道水に細菌等が繁殖し受水槽以降の水が汚染される恐れがある。したがって、受水槽方式の給水装置では、受水槽に導水する管路の上流側には設置してはならない。

浄・活水器（Ｉ型）の設置例

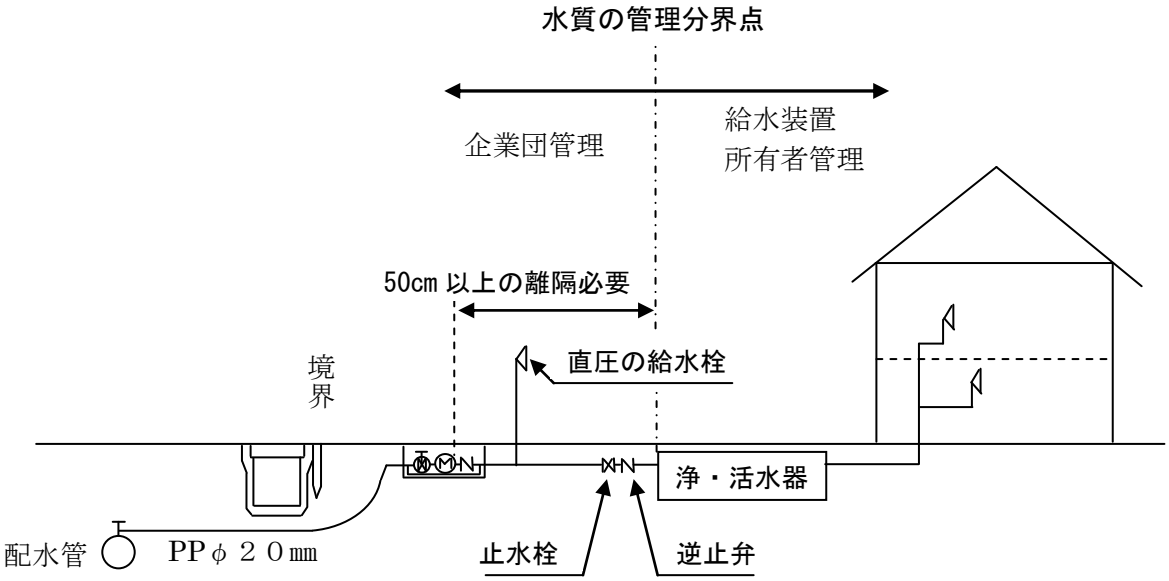
水質の管理分界点
企業団管理
給水装置
所有者管理
50cm 以上の離隔必要
境
界
直圧の給水栓
浄・活水器
配水管
PPφ２０㎜
止水栓
逆止弁

（その他の器具及び装置）

第 38 条の 2　大便器洗浄弁（フラッシュバルブ）は、メータ口径及び管径が大きくなるため、設置にあたっては、十分検討するものとする。

2　流入量調整用バルブは、受水槽への流入量が過大とならないよう、又メータ性能の使用範囲を超えないよう止水を目的とする器具とは別に受水タンク手前に設置するものとする。

〔解　説〕

1　大便器フラッシュバルブを直圧給水方式により取付ける場合は、管網を形成している口径 50 ㎜以上(非管網の場合は配水管口径 75 ㎜以上)の配水管から分岐し、かつ、メータ口径 25 ㎜以上で使用を認めるが、この設計は不経済であり停滞水の恐れがあることから極力避けるべきである。

なお、この場合、シスタンク式の器具に変更して、適正口径にすることが望ましい。

※シスタンク・・・小型の水をためる容器

※シスタンク式・・水道水をいったんシスタンクに受けるので受水槽以下の設備となる。これには、くみ置式、自然循環式、強制循環式がある。

2　流量調整用バルブとして、止水機能を有する「定流量弁」を使用すること。

※定流量弁・・・(1) 定流量弁は、ばね、ダイヤフラム、ニードル式等による流量調整機構によって、一次側の圧力にかかわらず流量が一定となるよう調整する器具である。

(2) 定流量弁は、メータの過負荷防止対策、あるいは各種器具における過大な吐水の抑制を図り、装置の耐久性、安全性を確保するため用いられる。

（消火栓の設置）
第 39 条　消火栓は配水管能力及び設置場所等を十分考慮したうえで設置しなければならない。

消火栓の設置

1　消火栓の設置場所は、消防活動に便利な箇所とするが、横断歩道付近、車の出入口付近等車両又は歩行者の通行に支障のある場所は避けること。口径 40 ㎜立上り消火栓は原則として道路外に設置する。

2　消火栓を設置する配水管の口径は次のとおりとする。

消火栓	双口消火栓	単口消火栓	φ40 地上式消火栓
管網の場合	200 ㎜以上	100 ㎜以上	50 ㎜以上
非管網の場合	300 ㎜以上	150 ㎜以上	75 ㎜以上
配水能力	1 栓 1.0 ㎥／分	1.0 ㎥／分	0.13 ㎥／分

注）例　口径 100 ㎜、75 ㎜で管網を形成していても、管網の一部が不足している場合は管網とは認められない。

3　消火栓の設置は、口金の設置高さに注意し所定の高さに据付けること。

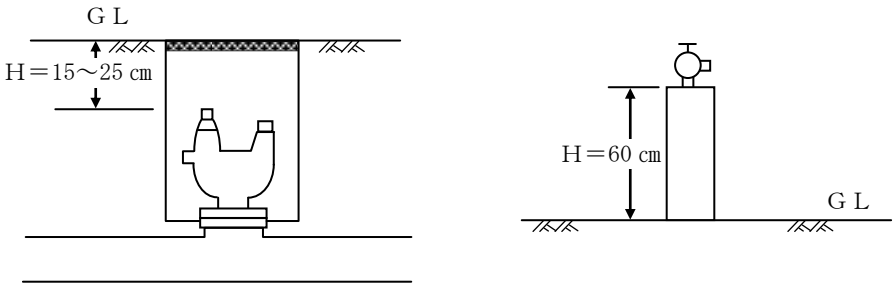

4　消火栓設置に伴う配水管の整備及び費用負担については「愛知中部水道企業団消火栓設置基準」のとおりとする。

5　私設消火栓の設置は原則として認めない。
ただし、一般給水装置の一部（メータ経由）として設置する場合は除く。

（管及び器具の接続）

第 40 条　企業団維持管理区分の管及び器具の接続は、企業団の定める材料及び方法により施工するものとする。

2　　接続は、漏水及び離脱等がないよう確実に施工するものとする。